

資源持ち去り行為に対する罰則等の導入の考え方について(素案)

1 目的

区では、びん・缶・ペットボトルやプラスチック製容器包装などの行政回収に加え、古紙や古着・古布等の回収について、全国に先駆けて行政回収から集団回収への移行を図るなど、区民と区が一体となっておみ減量、資源化の推進を図ってきたところであるが、依然として古紙等の資源の持ち去り行為が発生している。

古紙等の資源物の持ち去り行為は、区民と区の連携関係や地域コミュニティにおける協力関係を損なう行為であるため、「中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」(以下「条例」という。)においても集団回収等により区民が持ち出した再利用が可能なもの(以下「資源物」という。)の持ち去り行為を禁止している(第32条の2第2項)が、古紙等の資源物の持ち去り行為が後を絶たないことから、条例に集団回収をしている資源物の持ち去り禁止命令に違反する行為に対して罰則規定及び公表規定を新設してその根絶を図る。また、併せて行政回収をしている資源物の持ち去り禁止命令に違反する行為に対しても罰則規定及び公表規定を新設してその根絶を図る。

2 罰則等の導入の概要

(1) 資源物の持ち去り禁止命令違反に対する罰則規定等の新設

- 集団回収をしている資源物の持ち去り禁止規定に違反した者に対して禁止命令を発し、それに従わない場合に罰則を科し、氏名等を公表する規定を条例に新設する。
- 併せて行政回収をしている資源物の持ち去り禁止規定に違反した者に対しても禁止命令を発し、それに従わない場合に罰則を科し、氏名等を公表する規定を条例に新設する。

(2) 禁止規定に付加する禁止行為の要件等の明確化

- 条例第32条の2第1項では、行政回収の対象となる資源物(以下「行政回収対象資源物」という。)は区長以外の者が収集または運搬することを禁じている。また、同条第2項では、集団回収等により区民が持ち出した資源物は当該区民が指定する者以外が収集運搬することを禁じている。
- 罰則規定等の新設のためには、犯罪構成要件等を明確にする必要があることから、次のとおり、持ち去り行為禁止の対象としている資源物、集団回収の定義、排出場所等、罰則の対象になる禁止行為等の要件を条例に明確に規定する。(ア～ケ)

※ 古紙等の資源物の集団回収については、平成19年4月から町会・自治会等の集団回収実践団体による回収を開始しており、その内容や手続などについて「中野区集団回収活動の支援に関する要綱」により詳細を規定している。

- なお、これまで集団回収実践団体または集団回収事業者として区に登録をしている団体や事業者は、改正条例の施行の際に登録を受けたものとみなす経過措置を条例の附則で定める。

ア 「集団回収」及び「集団回収の対象となる資源物」の定義

- ① 集団回収とは、集団回収実践団体として区に登録した団体（以下「実践団体という。」）が再利用を目的として家庭廃棄物を回収する活動をいう。
- ② 集団回収の対象となる資源物（以下「集団回収対象資源物」という。）は、集団回収集積場所に排出された古紙、古布、飲食用ガラスびん、鋼製またはアルミ製の缶とする。

※家庭廃棄物とは、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう（条例2条2項1号）。

イ 集団回収実践団体に対する必要な支援

集団回収による再利用促進のため、必要な支援をする旨を条例に定め、内容を規則で定める。（必要な物資の支給又は貸与及び回収量に応じた報奨金の支給）

ウ 集団回収実践団体の登録要件等

- ① 集団回収実践団体は、営利を目的としないことやおおむね10世帯以上の世帯で構成される団体であることを規定する。
- ② 集団回収実践団体の不適格事項として、偽りや不正な手段による登録などにより登録取り消しをされてから5年を経過していない団体であることなどを規定する。

エ 集団回収事業者の登録要件等

- ① 集団回収事業者の不適格要件として次の事項を規定する。
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）の不適格事業者であること。集団回収事業者として登録取り消しから5年を経過していない場合。
- ② 集団回収事業者の登録取消要件として次の事項を規定する。
不正の手段により登録、また区民の信頼を著しく損なう行為などのあった場合。

オ 集団回収の集積場所、排出団体名等の表示

集団回収実践団体は、集団回収集積場所を定め、当該集積場所に規則で定める事項（集積場所であることの表示、実践団体名、集団回収曜日、資源物の名称、資源の持ち去り禁止）を表示する旨を規定する。

カ 一般廃棄物処理計画での資源物の排出方法の明示

土地又は建物の占有者は集団回収対象資源物を排出するときは、一般廃棄物処理計画に従わなければならない旨を規定する。

キ 集団回収に使用する車両であることの掲示

集団回収事業者は、集団回収事業者であることを証する書類を回収車両の見やすい箇所に掲示しなければならない旨を規定する。

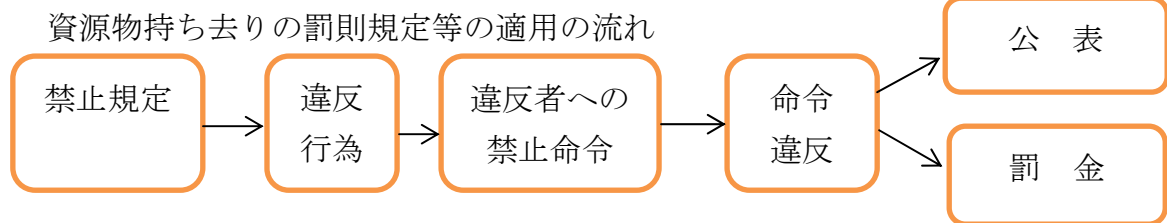
ク 集団回収対象資源物及び行政回収対象資源物の委託事業者等以外の収集・運搬の禁止と禁止命令の規定

集団回収対象資源物や行政回収対象資源物については、所定の場所に置かれた規則で定める資源と明確に規定するとともに、委託事業者等以外は収集・運搬を禁止する旨を規定する。こうした禁止規定に違反して集団回収対象資源物または行政回収対象資源物の収集・運搬を行った者に対しては、文書により禁止命令を発する旨を規定する。

ケ 禁止命令に違反した者に対する罰金刑及び氏名等の公表

区は、禁止命令を受けた者が当該禁止命令に従わない場合には氏名等を公表し、罰金に処すことを規定する。

3 資源物持ち去り禁止条例の構造



4 今後のスケジュール

平成29年6月	意見交換会実施
7月	区民委員会へ意見交換会の実施結果及び「資源持ち去り行為に対する罰則等の導入について」(案)を報告
8月	パブリック・コメントの実施
9月～10月	第3回定例会へのパブリック・コメントの実施結果の報告及び条例改正(案)の提案
平成30年1月	一部改正条例の施行予定※

※ 一部改正条例は、罰則等を定めるものであるが、自治基本条例の区民参加の手の過程でも周知を図ることができるため、施行予定時期は平成30年1月とする。